

Title	〔商法 六二〕取締役の自己取引行為を無効とする旨の総会決議の効力、その他
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.7 (1967. 7) ,p.101- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670715-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 六二〇〕 取締役の自己取引行為を無効とする旨の

総会決議の効力、その他

山口地方下関支部昭和三十六年の六六号
株主総会決議取消請求事件
（昭和二十九年一月二日判決）
下級民事集一五卷一五号二四頁

【判示事項】

一、甲乙両会社の代表取締役を兼ねる者が取締役会の承認をえず甲会社の有する債権を乙会社に譲渡した行為につき、それを無効とする旨の甲会社株主総会決議の効力

二、会社解散後において取締役解任等の決議の取消を求める訴の利益の有無

【参照条文】

商法二四七条、二五二条、二六五条

【事実】

原告Xは訴外A会社の大株主であるBの女婿で、同人とともにかねてから右A会社の取締役を勤め、昭和三二年五月頃からはその代表取締役をも勤めていたが、同年一月八日右A会社の全額立替出資により下請のためのいわゆる子会社たるY会社（被告）が設立されるところに、右BとともにY会社の代表取締役を兼ねて、両会社の業

務に従事していた。ところが昭和三四年頃から、Bの長女であるXの妻とXとの間の不和からX・B間の関係も円満を欠くようになり、いきおいBが実権を握る親会社たるA会社とXが実権を握るY会社との取引関係も中断し、他面従来問題とされなかつたような債権債務が主張され、しかも双方その債務の支払を躊躇するような状態となつて兩名の対立は激化し、BはXに対する不信任から創立以来ほとんど欠損つづきのY会社の経理に疑念をいだくようになり、その経営・財産管理に関し積極的に容喙するようになった。そして昭和三五年三月には、仲介者により、双方その所有株式の譲渡によりXはA会社からまたBはY会社からそれぞれ手を引いてY会社はいずれBの関与なくXにおいてもつばら主宰しうるようにすること、かつA会社のY会社に対する負債も早晚支払うようにすることを内容とする申合書なるものが作成され、X・B間に一応の和解がなされたが、BはなおもY会社をXに任せることを危惧し右負債の支払を

決り申合書の約旨に従わなかったため、XはもはやY会社の存続をあきらめ、現にY会社の代表取締役の地位に残留したままで、Y会社と同種の営業を目的とする別会社を設立し、Y会社の残存資材等を利用して営業の継続を計ろうともくろみ、昭和三五年四月一日訴外C会社を設立し、Y会社から代表取締役となつて同会社の経営を主宰し、ついで間もなくC会社においてその営業開始のための必要上Y会社の取引先に対する負債を立替支払つたことの代償として、Y会社の一部残存資産の譲渡を受け、昭和三五年九月二八日Y会社がB会社に対して有する債権の譲渡を受けるにいたつた。そこで、Y会社株主Bはか5名は裁判所に申請し、昭和三六年一月一七日総会招集許可決定をえて間もなく臨時総会を招集し、同年二月九日開催の同総会において左のような内容の決議をなした。すなわち、(一)前記C会社に対する債権譲渡を無効とする、(二)および(三) B会社に対し事務所賃借料その他の債務を認めその支払をなすこと、(四) 役員全員の不信任を理由とする解任ならびに新役員を選任、以上の決議である。

Xは本件訴を提起し、決議(一)、(二)および(三)については内容の不法・不当を理由としてその無効確認を、決議(四)については総会招集の際会議の目的事項としてその旨の通知がなく決議方法がいちじろしく不公正であつたことを理由としてその取消をそれぞれ求めた。これに対してYは、Xの主張事実を争うとともに、決議(四)について、Y会社がその後解散決議をなしたことにより、Xは訴の利益を欠くものと抗弁した。

【判旨】 請求一部認容 (決議(一)の無効確認を求める部分のみ棄却)、決議(一)につき 「XはY会社と明らかに競業関係にある訴外C会社を設立してその代表取締役となり、ついでY会社の代表取締役でもあることを利用して代償とはいへその貴重な資産とでもいふべき本件債権の譲渡を受けるに至つたことは明らかに被告会社の毀滅を予定し、他会社の利益を図つたもので、Y会社に対し、取締役としての義務(商法二五四条の二、同二六四条)を忠実に尽くしたものと見做し、到底いえず、かつ又右債権譲渡はXが取締役会の承認をえないでC会社のためにY会社と取引をなしたものと認める余地もあり(商法二六五条)、本件決議はなるほどその表明の形式が直接的でないさか不適当であるとのそしりを免れないとしても、要するにその本旨はY会社の株主として右債権譲渡はこれを容認できないこと、したがつて決算においてもその関係が計算上明らかにされること、が望ましく、かつ又それに関して何らかの損害があればその行為取締役たるXに対しその責任を追求するみちをとささない(商法二六六条一項、五項)旨の意思を表明したものと理解することができ、右内容の決議としてなら法律上も充分意味がありかつ又その内容も相当であるから本件決議は有効なものといえる。」

決議(二)および(三)につき 「本件総会においてはその出席株主一〇名株式総数七〇〇株で、内B外五名(四二五株)の株主がA会社の株主であり、就中その内株主五名(三二五株)は明らかにA会社の利益を擁護しようとするもので、右決議には特別の利害関係を有するものであることをも(商法二三九条五項)顧みず、右総会がY会社の株

主総会であることを故意に看過してA会社の利益のみを慮り、もとより何ら具体的な算定資料に基づくことなく単なる推算で強引に、Y会社に甚しく不利益な本件決議をなすに至つたものである……そうだとすると本件決議は株主の議決権の不当な行使によつてなされたもので、しかもその結果甚しく不公正（民法九〇条）な内容を有するに至つたといふべく（もし右の如き議決権の行使を容認するとすれば結局はY会社の財産につき何ら特別担保を有しないその一般債権者の利益を犠牲にして株主の出資金を優先的に回収せしめるような結果にもなり、その不当なことは明白である）、違法な決議として無効なものといふべきである。」

決議四につき「本件総会の招集に當つてはその会議の目的事項としてY会社の取締役、監査役の解、選任についてその通知が各株主に対してなされなかつたことは被告もこれを明らかに争わない……右事実からして本件決議はその総会招集の手續が法令に違反してなされたものといふべく、従つて取消し得べきものである。……（被告会社はすでに解散決議をなし清算人の登記を了しているが）株主総会の決議取消の効力はその取消の判決によつて初めて遡及的に生ずるもので無効の場合と異り同取消がない限り他の関係で右決議の効力を当然には否定し得ないものであるところ、新たに選任された取締役の職務執行により右解散までに会社の外部内部において生ずる色々な法律関係につき場合によつては株主としてその効力を否定する必要があり且つ否定し得べき場合もあり（商法二二条、一四四参照）、これ等のためには会社解散後といえども右決議取消のための訴を認

める必要があり、又監査役は会社の解散決議によつては同解散終了までは当然にはその職務がなくなる訳のものではないから（商法四二〇条参照）右解散決議によつて当然に本件訴の利益を欠くに至るものではない。もつとも、……本件決議の結果従前と變つた点は従前の取締役のうちX、Dの兩名が解任されて新たに取締役としてB、Eが選任されたのみであるから、実質的に従前と異らない他の点についてはその訴の利益がないことは明らかである。」

【評釈】

決議(一)につき 判旨に反対。

問題となつてゐる決議の内容は、Y会社がA会社に対して有してゐる債権をC会社に譲渡する行為の無効を宣言するものである。そして、その債権譲渡行為は、双方の代表取締役を兼ねるXの単独の行為によつてなされたものと推認すべき余地があり、しかも右譲渡につき事前または事後に取締役会の承諾をえた事実はないものとされている。もし、右の推認が事実であれば本件債権譲渡は商法二六五条違反の取引となるから（もつとも、かりにX主張のように、本件債権譲渡がC会社代表取締役としてのDとの間でなされたとしても、Dもまた双方の会社の取締役を兼ねる者であるから、同じように商法二六五条に該当することになるものと考えられる——大隅・園部「取締役監査役」一九二頁）、その行為は、取締役会による追認のないかぎり無効と解される（判例ならびに多数学説）。

このように、本件債権譲渡行為の効力は、それが商法二六五条に反するか否かによつて決定されるべきであり、かりにそれが代表取

締役の行為として有効であるならば、後に株主総会がその効力の否定を宣言しても意味のないことである。しかるに、本件判決は、本件債権譲渡行為の効力と取締役の忠実義務違反とを関連させて考えているように読める。すなわち、判旨はXの行為が忠実義務に反するものであることを認定した上で、本件決議の趣旨を、「被告会社の株主として右債権譲渡はこれを容認できないこと、従つて決算においてもその関係が計算上明らかになされること望ましく、且つ又それに関して何らかの損害があればその行為取締役たる原告に対しその責任を追及する途を鎖さない旨の意思を表明したもの」として理解する。しかしながら、取締役のある行為が忠実義務に反するか否かということと、その行為の効力如何ということとは、もとよりその性質を異にする事柄である。前者が、委任者・受任者間あるいは信託者・受託者間の内部関係であるのに対し、後者は、対外的な機関権限の問題である。したがつて、取締役の損害賠償責任追及のため債権譲渡行為の効力につき云々することは意味をなさない。

本件決議の趣旨を、本件債権譲渡の効力に関して意義あるものとして解すれば、商法二六五条違反の取引に対する追認拒絶の意味においてであろう。すなわち、商法二六五条違反の取引は無権代理行為に準ずる効力を有するものと解され(松田・鈴木「条解株式会社法」上三〇一頁)、追認があれば会社の行為として有効となる。そして、追認権は本人たる会社にある(民法一三三条参照)から、総会による追認拒絶決議をもつて会社の追認拒絶と認めることができるならば、商法二六五条違反行為はその決議によつて確定的に無効となる

わけである。そこで問題は、総会に右の追認拒絶の権限があるか否かということになる。

機関相互間における権限分配の原則からいつて、追認拒絶の権限は追認権を有する機関にあるものと考えるべきであろう。なぜなら、他の機関が追認拒絶の権限をもつとすれば、その追認権は行使しえなくなるからである。そして、商法二六五条違反行為につき会社のために追認しうる機関は、事柄が業務執行に関するものであるとともに特にその(事前の)承認が明示的に取締役会の権限とされている(承認は取締役会の専権でこれを他の機関等に委ねることはできない)——石井編「商法」上三九〇頁) こと等からして、取締役会のみであり、総会には追認の権限はないものと解される(同旨・東地判昭二九・八・三〇下級民集五卷八号一三七九頁)。したがつて、本件決議が追認拒絶の趣旨であるとすれば、それは無効であることになる。

ただし、本件決議が無効であるということは、取締役会が本件債権譲渡行為に追認をなしうるといふこととどまり、かりに追認をなした結果取締役がいかなる責任を負うかは別の問題である。

決議(および)につき 判旨に結論的賛成。

これらの決議の内容は、Y会社の訴外A会社に対する債務を承認し、且つその支払をなすべきこととするものである。そして、判決は、右決議内容の実質的不当性を理由にこれを無効なものとしている。しかし、本件決議の内容となつている債務は、事務所賃借料・電話使用料・通信文房具費・自動車およびガソリン使用料ならびに

使用人に対する給料をその原因とするものであつて、それらはすべて業務執行上の問題に属し、商法上總會権限に属さないことは明らかである。それゆえ、定款に特別の定がないかぎり、本件決議は總會の権限外のものとして、決議内容が商法二三〇条ノ二に反することになる（東地判昭二七・三二八下級民集三卷四二八頁）。これに対し本件判決は、商法二三九条五項（特別利害関係人の議決権停止）と民法九〇条とを引用しているが、特別利害関係を有する者が決議に加わつたとしても、それは無効原因ではなく取消原因であるにすぎず（名高判昭三三・六・一七下級民集八卷一一二〇頁）、また、債務の承認という本件決議の目的が公序良俗に反するとは問題であろう。

決議四につき 賛成。

この決議は取締役・監査役全員の解・選任を目的とするものであるが、そのことが本件總會招集通知において會議の目的事項として通知されていなかつたものである。この点について、決議の有効性を主張する被告の側からは、本件總會招集許可決定中、會議の目的たる事項の第七項として「その他右に関連する緊急議案の提出を求めてこれにつき決議をなすこと」が通知されており、本件決議は右の項目に含まれるもので、他の項目を見れば当然役員解任動議が提出されることは充分予想されるから、議題を具体的に明記しなかつたとしても決議は有効なものというべきであると主張されている。

被告会社のごとき小規模な同族会社にあつては、會議の目的たる事項を株主全員があらかじめ充分に推知しうる可能性があるかも知れず、その場合には、總會招集手続に関する現行法の立法理由が実質

的にはもはや意味をもたないとする立場もあるかも知れない（いわゆる全員總會においては、招集手続が省略されることになるが、そのような總會決議も、「株式会社法が大小さまざまな規模の会社の存在を認めている現状と總會の實際的機能を考えれば」適法なものとする考え方もある——西原「株式会社法講座」三卷八七三頁）。

けれども、株主總會が決議機関として機能するためには、適法な招集手続によらざるをえない。すなわち、總會は会社の機関であつて株主の集団そのものとは異なり、また總會の決議は会社の意思を構成するものであつて単なる株主の多数意思ではない。そして、適法な招集手続があつてはじめて、かつその範囲内で、總會という会社の機関が会社の意思を決すべく機能しうるのである。この理は、株式会社たる以上、規模の大小を問わず変りえないもので、したがつて本件決議の手続上の瑕疵は動かし難い。

次に、被告側は、同会社はすでに解散決議をなし清算人の登記を了しているので、右取締役解・選任決議の取消を求める訴はその利益を欠く旨主張している（同旨・名地判昭三四・一一二八下級民集一〇卷二六五九頁）。しかし、決議取消は適及的にその決議の効力を否定するものであり、その決議が有効であつた期間が存在する以上、現在の利害関係についての争いの前提となることは充分考えられるから、むしろ訴の利益あるものと推定すべきであり、そして、被告側主張・立証のように、単に後に解散決議がなされた一事を以てしては右の推定をくつがえすには足りないものというべきである。現に、本件においても、商法四一七条一項による清算人の決定に差

異が生じ、さらに、清算終了登記を了するまでは会社継続の可能性も存するのである(判決は、本件決議のうち従前の取締役をふたたび選任する部分については、実質的に従前と異ならぬものとして訴の利益なしとするが、決議の効力如何によつて任期に差が生じうる)。ことに、

本件のように会社支配権をめぐる争いのケースでは、役員解・選任決議の効力は爾後の紛争に影響を与える機会がより多いものといえよう。

(倉沢康一郎)

〔労働法 三三八〕 ストライキ中の賃金カットと全額払の原則

群馬県教組賃金カット事件
東京高裁昭和三十六年(勞)第一四号
昭和四二年三月一日判決
判例時報四七二号三〇頁

【事実】 本件は、昭和三三年に行なわれた勤務評定反対闘争の一環としての統一行動に参加するため控訴人らが群馬県教育委員会の承認を受けることなく、勤務に服さなかつたので賃金カットを三か月ないし五か月後の給料から差し引かれたことを内容とする事件である。控訴人Aは特殊学校の教員であり地方公務員法第二四条により、群馬県が制定した「群馬県立学校職員の給与に関する条例」の適用をうけ、他の一二名の控訴人は、市町村立学校職員給与負担法第一条により「群馬県市町村立学校職員の給与に関する条例」の適用を受けていた。右条例によると被控訴人群馬県は、原則として毎月二日にその月分の給料を支払い、一二月にかぎつて五日に給料を支払うことになつてゐる。控訴人一三名は、昭和三三年一〇月か

ら一二月中にかけて、平常勤務日であるにもかかわらず、服務監督権者である群馬県ないし各市町村教育委員会の承認を受けないで欠勤した。その欠勤した日は、昭和三三年一〇月二十八日、同年一月一日、三日ないし六日、八日ないし十一日であつたが、被控訴人群馬県は、右欠勤にもかかわらず一月分給料および一二月分給料の全額を暫定手当金額とともに控訴人に支払つた。しかし群馬県は翌年昭和三四年三月分給料支払時において、既述欠勤分給料相当額を減額して控訴人に支払つたのであるが、昭和三三年一二月から翌年三月までの間において、群馬県は賃金カットが法律的に可能であるかどうかを調査研究しており、ついに全日欠勤した教員についてはこれが可能であるとの結論に達し三月分の給料から賃金カットするに